

家庭用マッサージ器及び指圧代用器				家庭用電気治療器				家庭用永久磁石磁気治療器			
Massage appliances and digital compressor for home use				Electric therapy apparatus for home use				Magnetic induction therapy using permanent magnet for home use			
JIS T 2002 : 2005				JIS T 2003 : 2005				JIS T 2007 : 2005			
項番	項目	本文	根拠	項番	項目	本文	根拠	項番	項目	本文	根拠
	まえがき	この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本ホームヘルス機器工業会(HAPI)/財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質を持つ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に関わる確認について、責任は持たない。 JIS T 2002 には、次に示す附属書がある。 附属書(規定) 試験体を用いた挟み込み試験			まえがき	この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本ホームヘルス機器工業会(HAPI)/財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質を持つ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に関わる確認について、責任は持たない。 JIS T 2003 には、次に示す附属書がある。 附属書(規定) 家庭用電位治療器の出力電圧測定回路 附属書(参考) 家庭用超短波治療器の出力電力測定			まえがき	この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本ホームヘルス機器工業会(HAPI)/財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質を持つ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に関わる確認について、責任は持たない。	
1.	適用範囲	この規格は、病院及び診療所以外で使用する家庭用マッサージ器及び指圧代用器(以下、機器という。)について規定する。また、単相機器は定格電圧が100V、内部電源機器は安全特別低電圧(SELV)以下の機器について適用する。	申請の手引き 4.25.1:全般的注意事項 自主基準2-I 電源の定格	1.	適用範囲	この規格は、病院及び診療所以外で使用する家庭用電気治療器(以下、機器という。)について規定する。また、単相機器は定格電圧が100V、内部電源機器は安全特別低電圧(SELV)以下の機器について適用する。	JIS C 9335-2-209 の適用範囲に以下の変更を加え規定した。	1.	適用範囲	この規格は、病院及び診療所以外で使用する家庭用永久磁石磁気治療器(以下、機器という。)について規定する。ただし、この規格は、次の機器には適用しない。	告示第119号 1.適用範囲 この基準は、永久磁石による磁気を患部(頭部を除く。以下同じ。)に作用させて治療を行う家庭用の永久磁石磁気治療器(他の医療用具と組み合